

MY企業年金通信

No. 2012-07

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【財政運営関連】有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正について	厚生基金	DB	DC
2	【財政運営関連】有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正案に寄せられた意見と意見に対する回答の公表について	厚生基金	DB	DC

ポイント

1. 有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正について

平成 24 年 9 月 26 日付で、財政運営基準等が一部改正されました。7 月 27 日に開始された意見募集の案と、ほぼ同様の内容となっています。施行された主な改正点は、次表の通りです。

◆予定利率の引下げを促進する措置【平成 24 年 9 月 26 日から適用】

- ・ 予定利率の引下げにより生じる過去勤務債務の償却については、最長 20 年の償却期間を、最長 30 年に延長し、急激な掛金引上げを抑制。

◆給付減額の手続の明確化・簡素化【平成 24 年 9 月 26 日から適用】

- ・ 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、「掛金負担困難」に該当する基準を明確化。
- ・ 受給者減額を認める場合に、希望者に対して、給付水準の引下げがないものとして算定した「最低積立基準額に相当する額」を一時金として支給しなければならない条件に加えて、他の選択肢の設定を可能とする。

2. 有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正案に寄せられた意見と意見に対する回答の公表について

平成 24 年 9 月 26 日付で、財政運営基準等の改正案に寄せられた意見と意見に対する回答が公表されました。概ね「原案のとおりとさせていただきます」との結論になっています。

なお、寄せられた意見と意見に対する回答と直接関連するものではありませんが、9 月 28 日に開催された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」の決定事項が、厚生労働省の HP に掲載されましたが、当該情報について最終頁に掲載しましたので、ご参照ください。

平成 24 年 9 月 26 日付で確定給付企業年金法施行規則および関連通知ならびに厚生年金基金関連通知が一部改正され、確定給付企業年金・厚生年金基金の財政運営基準等が改正されました。

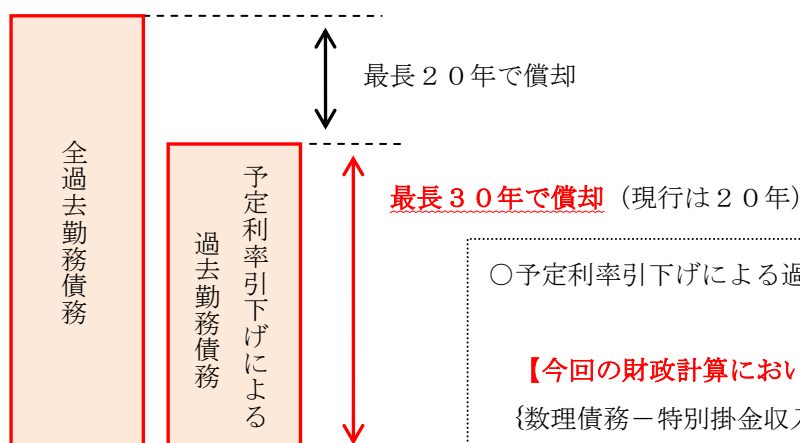
今般改正された内容は、後記 2 の「有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正案に寄せられた意見と意見に対する回答の公表について」を受けたものとなっていますが、平成 24 年 7 月 27 日に公表された改正案（平成 24 年 8 月 2 日付の 2012-03 号でご案内いたしましたパブリックコメント）と、ほぼ同様の内容となっています。

詳しくは次の URL をご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>

（１）予定利率の引下げを促進する措置【平成 24 年 9 月 26 日から適用】

予定利率の引下げにより生じる過去勤務債務の額の償却については、最長 20 年の償却期間を、**最長 30 年** に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。



○予定利率引下げによる過去勤務債務：

【今回の財政計算において計算した】

{数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価}
から

【予定利率を引き下げないものとして計算した】

{数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価}
を控除した額の全部または一部

※今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務を上限とする

※予定利率引下げ前後ともに、「特別掛金収入現価」は、財政計算前の特別掛金・予定償却期間を用いて算定する

（２）給付減額の手続の明確化・簡素化【平成 24 年 9 月 26 日から適用】

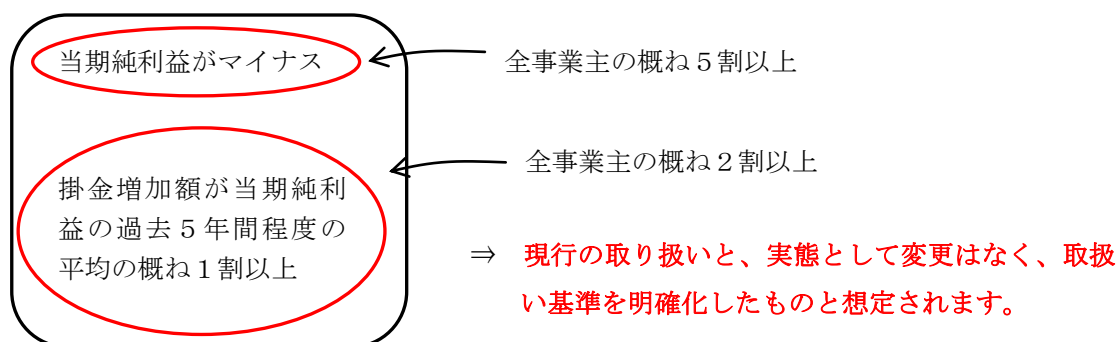
①母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、「掛金負担困難」に該当する基準を明確化する。

（厚生年金基金の場合の規定。確定給付企業年金もほぼ同様。）

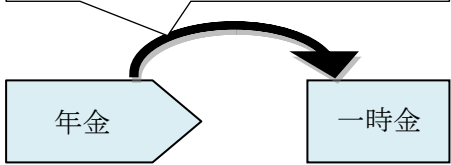
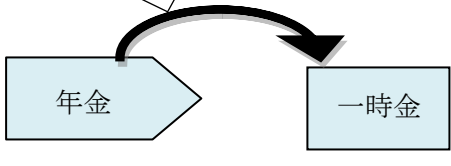
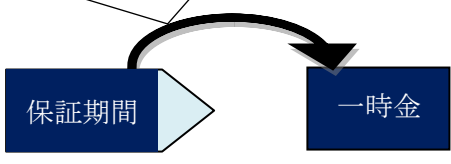
新	旧
基金を設立している企業の経営状況の<u>著しい悪化</u>又は<u>掛金の額の大幅な上昇</u>（直近の給付改善の規約変更時から原則として 5 年が経過している場合に限る。）により<u>掛金の負担が困難</u>になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないと認められる場合	- 基金を設立している企業の経営状況が、<u>債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合</u>（連合設立及び総合設立の基金にあつては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合） - 設立時又は直近の給付水準の変更時から 5 年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ<u>掛金の額が大幅に上昇し掛金の負担が困難</u>になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

なお、次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合には「掛金の負担が困難」に該当するものとして取り扱うこととされました。

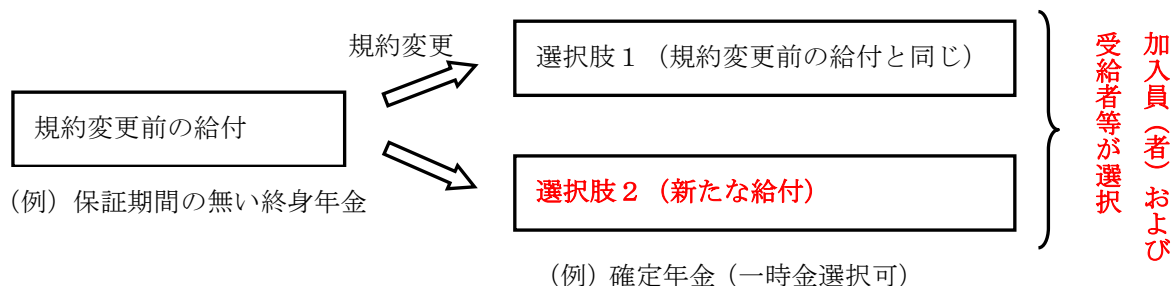
- （１） 過去 5 年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下、「事業主」という。）の当期純利益がマイナスまたはその見込みであること。
- （２） 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去 5 年間程度の平均の概ね 1 割以上となっていること
- （３） 連合設立および総合設立の基金については、（１）に該当する事業主が全事業主の概ね 5 割以上、または（２）に該当する事業主が全事業主の概ね 2 割以上となっていること。



- ② 受給者減額を認める場合に、希望者に対して、給付水準の引下げがないものとして算定した「最低積立基準額に相当する額」を一時金として支給することが規定されていますが、この方法に加えて、次表のような複数の選択肢を設けることも可能とされました。ただし、受給者等の全部が給付水準の引下げに係る規約の変更に同意している場合は、当該一時金の措置を講じないことも可能とされました。（厚生年金基金の場合の規定。確定給付企業年金もほぼ同様。）

区分	選択肢	イメージ
下記以外	【選択肢①】 一時金を支給せず、給付水準引下げ後の年金を支給 【選択肢②】 年金に換えて一時金支給 ◆支給する一時金の種類 ア. 給付水準の引下げがないものとして算定した「最低積立基準額に相当する額」（必須 従前どおり変更なし） <u>イ. 給付水準の引下げがないものとして算定した「給付現価相当額」（追加）</u> <u>ウ. 給付水準の引下げがないものとして算定した「選択一時金の額」（追加）</u> 【選択肢③】（追加） <u>給付水準引下げ相当分を一時金支給し、給付水準引下げ後の年金を支給</u> ◆支給する一時金の種類 ア. 「給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額」 <u>イ. 「給付水準の引下げがないものとして算定した給付現価相当額から給付水準の引下げ後の給付現価相当額を控除した額」</u> <u>ウ. 「給付水準の引下げがないものとして算定した選択一時金から給付水準の引下げ後の選択一時金を控除した額」</u>	【選択肢②】 ア. 最低積立基準額の予定利率で算出（平成 24 年度は 2.24% 〈※〉） 〈※〉 0.8～1.2 倍の範囲で変更可  イ. 加算部分の予定利率で算出（例 5.5%等）  ウ. 給付減額前の選択一時金  （ポイント） ◆給付減額時の選択肢が増加 ◆制度により異なりますが、「ア.」「イ.」「ウ.」のうち、実際に選択した一時金が、数理計算上見込んでいる額より小さい場合には、財政安定化の効果が見込まれます。（例） 加算部分の予定利率が 5.5% → 希望者が「イ.」を選択
受給者等の全員が給付水準の引下げに係る規約の変更に同意している場合	上記【選択肢②】や【選択肢③】の一時金を支給せず、給付水準引下げ後の年金支給が可能	

- ③ 新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価や最低積立基準額が減少しない場合は、給付減額として取り扱わないことも明確化されました。



選択肢 2 を選択した場合、現行の給付と比べて給付が変更される場合でも、給付減額として取り扱わない。
ただし、最低積立基準額が減少しない等の要件を満たしていること。

⇒ 現行の取り扱いと、実態として変更はないものと想定されます。

2	【財政運営関連】有識者会議の議論を踏まえた財政運営基準等の改正案に寄せられた意見と意見に対する回答の公表	厚年基金	DB	DC
---	--	------	----	----

平成 24 年 7 月 27 日に意見募集が開始された「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正に関する御意見募集（パブリックコメント）について」（平成 24 年 8 月 2 日付の 2012-03 号でご案内いたしましたパブリックコメント）のうち、

平成 24 年 8 月 27 日が募集期限とされていた

・「有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」

に対する意見と回答が、前記 1 の改正に合わせて公表されました。

今般公表された回答は、概ね「原案のとおりとさせていただきます」という結論となっています。

詳しくは次の URL をご参照ください。

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>)

I. 意見総数

意見総数…123 件

(内訳：厚年基金…57 件、関係団体…12 件、個人…54 件)

Ⅱ. 意見等により改正の原案が変更された項目、もしくは改正内容が明確になった主な項目

1. 予定利率の引下げを促進する措置について

意見等の内容	回答
予定利率をすでに引き下げた基金に対しても、遡及して 30 年償却を認めてほしい。	すでに予定利率を引き下げた基金については、当該引下げに係る掛金の負担についてすでに対応できていることから、今回の措置を講じる必要はないものと考えております。 ただし、 今年 1 月に行った予定利率の引下げに伴う特別掛金の償却の弾力化に関連し、現状で予定利率をすでに引き下げていたとしても、掛金変更の規約変更を行っていない場合については、30 年償却とすることも可能と考えております。
予定利率引下げ (※) 分以外の不足金についても 30 年償却を認めてほしい	今般の改正は、予定利率引下げによるリスクの軽減を行なった場合について、特例的に償却年数の延長を認めるものであり、 こういった対応を行わず償却年数のみ延長することは、単なる負担の先送りに過ぎず、基金財政の健全化の面から適切でないため、原案のとおりとさせていただきます。
・有識者会議では、確定給付企業年金の議論は結論が出ていなかったはず。また、企業が黒字でも減額が可能となる改正に反対する。 ・現行の減額要件は厳しすぎて、企業が経営破綻してない限り減額できない。この基準を緩和してほしい。 ・減額要件のうち理由要件を廃止し、労使の合意があれば減額できるものとしてほしい 等	今般の改正は、減額手続きの明確化・簡素化を行なったものであり、現行の基準を変更したものではないため、原案のとおりとさせていただきます。

(※) 公表された「意見等の内容」欄は、「予定利率引**上**げ」と記載されていましたが、当該箇所は、「予定利率引**下**げ」が正当ではないかと判断し、修正しています。ご了承ください。

Ⅲ. 意見募集にはないA I J 関連事項へのご意見（厚生労働省からのコメントなし）

○制度全般に関するご意見

- ・非継続基準の財政検証の見直しを行なってほしい。
- ・支払保証制度を検討すべき。
- ・一括償却も認めてほしい。

○厚生年金基金制度に関するご意見

- ・0.875 問題、期ずれの解消及び給付現価負担金の交付基準の見直しを行なってほしい。
- ・免除保険料率の見直しを行なってほしい。
- ・厚生年金基金の設立形態別に、それぞれにそった厚生年金基金業務の運用基準を作成してほしい。
- ・厚生年金の支給停止において、本体から先に停止する方式は厚生年金基金に不利。
- ・特例解散の際、他の事業所が倒産した際に連帯責任になる制度を改正してほしい。

○給付設計に関するご意見

- ・本人の希望により年数を区切った年金を受給できる制度を設けるべき。

○その他のご意見

- ・厚生年金基金制度を廃止すべき。
- ・公的救済を行なってほしい。

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」の決定事項等について

平成 24 年 7 月 6 日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」（いわゆる「有識者会議」）の報告書に記載されている、

- ・厚生年金基金の財政運営の在り方【うち解散基準等】
- ・厚生年金基金制度等の在り方【代行制度の今後の在り方、代行部分の財政運営の在り方、中小企業の企業年金の在り方】

等について、9 月 28 日に開催された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」にて議論され、その概要が、厚生労働省 HP に掲載されました。

次表は、HP に掲載された「**決定事項**」の抜粋です。詳しくは次の URL をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kpls.html>

1. 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方針で対応する。
2. 「代行割れ問題」への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例開催制度の見直しをはかる。
3. 10 月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行ない、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
4. 同成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。